

遺伝子組換え食品の安全確保

遺伝子組換えとは

生物の細胞から有用な性質を持つ遺伝子を取り出し、植物などの細胞の遺伝子に組み込み、新しい性質をもたせることを**遺伝子組換え**という。

害虫や農薬に強い作物、特定の栄養成分の含有量を高めた作物、乾燥・塩害に強い作物などが研究・開発されている。

安全性審査の義務化について

平成13年4月1日より、安全性未審査の遺伝子組換え食品について、輸入販売等を禁止。

(平成15年7月1日から、安全性の審査は、食品安全委員会で行われている。)

現在、7作物について安全性を確認
(大豆、とうもろこし、じゃがいも、なたね
わた、てんさい、アルファルファ)

表示の義務について

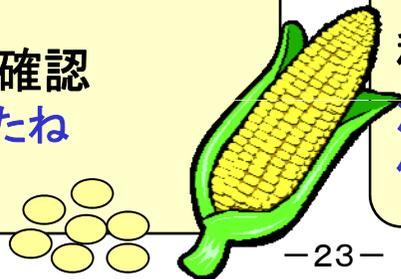
組換えDNA技術応用作物である食品及びこれを原料とする加工食品が義務表示の対象(消費者庁が所管)。

モニタリング検査の実施

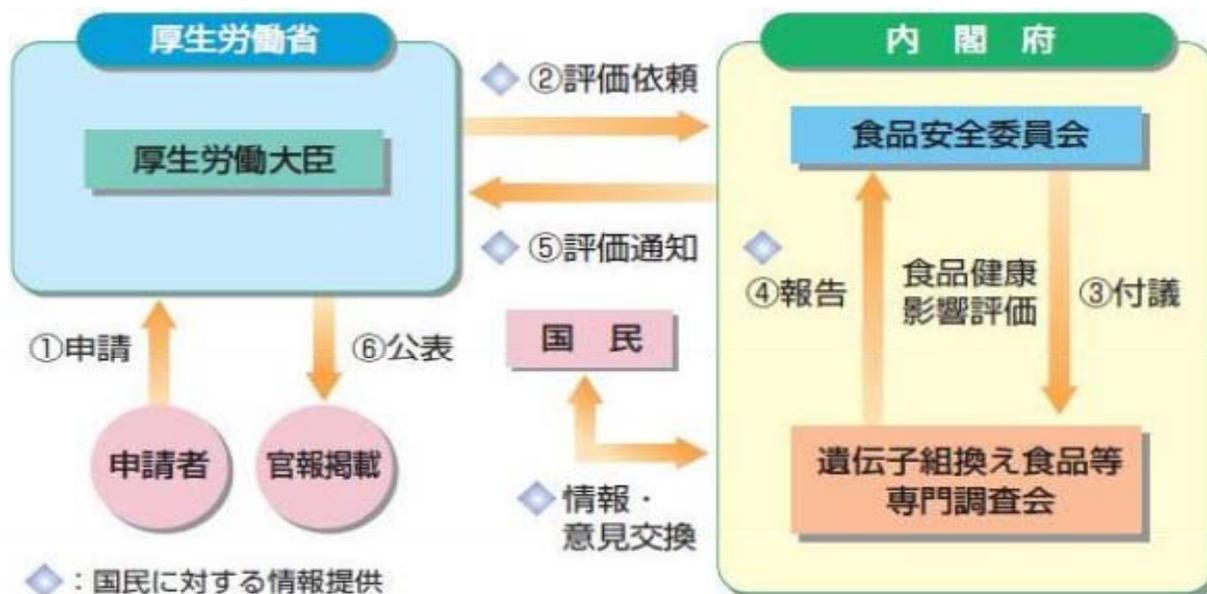
安全が確認されていない遺伝子組換え食品が市場に出回らないよう、輸入時にモニタリング検査を実施。

安全性に関する調査研究

遺伝子組換え食品の安全性に関連する種々の研究を実施(遺伝子の安全性、検知法の開発、新規タンパク質のアレルギー性評価など)



遺伝子組換え食品の安全性審査の手続フロー



コーデックスバイオテクノロジー応用食品特別部会

遺伝子組換え食品の安全性に対する問題に取り組むため、平成12年から19年にかけて日本が議長国となり、「コーデックスバイオテクノロジー応用食品特別部会」を開催。遺伝子組換え植物・微生物の安全性評価ガイドライン等を策定した。

日本における遺伝子組換え食品の安全性評価基準も、この国際基準に沿ったものとなっている。



平成18年11月に開催された同部会の第6回会合
(千葉市:幕張メッセ)